



課税課
☎ 055-948-2918

確定申告期間前に申告書の提出ができます

所得税の還付申告事前説明会

三島税務署職員による相談会の問合せ 三島税務署 ☎ 055-987-6711
(音声案内 2 を選択)
市役所相談会の問合せ 市役所課税課 ☎ 055-948-2918

給 与や年金から源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告で納め過ぎの所得税の還付を受けることができます。

この申告を『還付申告』といいますが、三島税務署と市役所では、還付申告する人を対象に事前相談会を開催します。会場では、確定申告期間前でも申告書の作成と提出ができますので、ぜひご利用ください。

※個別呼び出し通知は送付していません。昨年の確定申告書と見比べるなどして、資料を整えてからお越しください。

◆対象となる人

●源泉徴収された所得税がある給与所得者や年金所得者などで、雑損控除・医療費控除・寄附金控除・住宅借入金等特別控除などを受けたい人

◆所得税の還付申告事前説明会日程◆

とき	受付時間	ところ
2月 6日(水)・7日(木)・ 8日(金)・12日(火)・ 13日(水)・14日(木)	午前の部 9:00～11:00 午後の部 13:00～16:00	伊豆の国市役所大仁庁舎2階第1会議室 ※7日(木)、8日(金)は、三島税務署職員が出張して受け付けを行います。住宅ローン控除のある人は、この日をお願いします。 ※初日は大変混み合います。

※混雑する場合は、受付時間内でも受け付けを終了する場合があります。
※青色申告制度の対象になっている人、土地や株式等の譲渡などの分離課税に係る所得のある人の受け付けは行っていません。三島税務署の申告会場(三島商工会議所)が最寄りの税理士へお願いします。

夫控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除などを受ける人

●年の途中で退職するなどして年末調整ができなかった給与所得のある人

◆必ずご用意ください

●平成24年分の給与所得の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票

●各種所得控除に必要な支払証明書・領収書など

●還付金を受け取るための金融機関の口座番号(申告者本人の名義の口座)がわかるもの

●認印

◆各控除に必要なもの

●雑損控除を受ける人

①災害を受けた資産の明細書

②被災等の証明書

③災害等に関連する支出の領収書

④保険金、損害賠償金などを受け取った場合は、その金額がわかるもの。

●医療費控除を受ける人

①平成24年中に支払った医療費の領収書

②高額療養費、出産一時金、保険金、損害賠償金などを受け取った場合はその金額のわかるもの。

※領収書は病院や診療を受けた人ごとに分けて金額を合計し、メモ用紙などに整理してきてください。(市役所に医療費控除整理用の封筒があります。)

●社会保険料控除を受ける人

国民年金・介護保険・健康保険などの支払い金額のわかるもの

※国民年金保険料については日本年金機構から送付される控除証明書の提示が必要になります。

※証明書などを紛失して納付金額がわからない場合は、日本年金機構(控除証明専用) ☎0570(070)117 または、三島年金事務所 ☎055(973)1444へお問い合わせください。

●生命保険料控除・地震保険料控除(旧長期損害保険料控除を含む)を受ける人

保険会社等が発行する控除証明書

●一般生命保険料控除と個人年金保険料控除(適用限度額はそれぞれ5万円)で構成されていた生命保険料控除制度について、介護医療保険料控除(適用限度額4万円)の創設、新契約に係る一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ4万円とするなど、および各保険料控除の合計適用限度額を現在の10万円から12万円に引き上げることとされています。また、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なりますので、ご注意ください。

神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など(本人、扶養親族分)

●寄附金控除を受ける人

①政治活動に関する寄附金については、選挙管理委員会等の確認印のある『寄附金(税額)控除のための書類』

※確定申告書提出するときまでに『寄附金(税額)控除のための書類』が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領書の写しを添付して確定申告書し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

②その他の寄附(東日本大震災に係る義捐金を含む)は、寄附した団体等からの寄附金の受領証

③一定の特定公益増進法人または、公益社団法人等に対する寄附については、その法人が適格であることなどの証明書の写し又は認定書の写し

●寡婦控除を受ける人

用意する書類は特ではありません。会場でその旨を申し出てください。対象者は、次のとおりです。

①夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない人などで、扶養親族がいる人

または、生計を一にする子がいる人です。この場合の子は、総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人に限られます。

②夫と死別した後婚姻をしていない人などで、合計所得金額が500万円以下の人。この場合は、扶養親族などの要件はありません。

八合計所得金額が500万円以下であること。

●寡夫控除を受ける人

用意する書類は特ありません。会場でその旨を申し出てください。対象者は、納税者本人が、原則としてその年の12月31日の現況で、次の3つの要件のすべてに当てはまる人です。

①合計所得金額が500万円以下であること。

②妻と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていないなどであること。

③生計を一にする子がいること(この場合の子は、総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になつていない人に限られます。)

なお、寡婦に該当する人が次の要件のすべてを満たすときは、特定の寡婦に該当し、寡婦控除の額を増額する特例があります。

イ夫と死別し、または離婚した後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない一定の人

●配偶者控除を受ける人

配偶者の年間の合計所得金額が38万円以下であることがわかるもの。

●障害者控除を受ける人

障害者手帳、療育手帳、精

口扶養親族である子がいる人

↓ 次ページへ

使って実感! ネットで申告

e-Tax

国税電子申告・納税システム

自宅からインターネットを利用して、国税の申告、申請・届出等ができます。



e-Taxを利用するには...

①電子証明書の取得 地方公共団体による『公的個人認証サービス』に基づく電子証明書の取得、公的個人認証(電子証明書)の取得方法

- (1) 住民基本台帳カードを取得する...手数料 500 円
 - (2) 公的個人認証(電子証明書)を取得する...手数料 500 円
- 持ち物・官公署が発行した顔写真付き身分証明書
・印鑑 *住民基本台帳カードを取得済みの人は持参

受付場所 各庁舎市民課

受付時間 開庁日の9:00~16:30

*菰山支所・大仁支所市民課では、住民基本台帳カードの即日交付はできません。

*顔写真付き身分証明書がない人や、代理人による手続きをしたい人は、お問い合わせください。

②ICカードリーダライタの購入

③国税庁ホームページへアクセス

問 e-Taxについて
国税庁ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>
三島税務署 ☎055-987-6711

問 公的個人認証について 市民課 ☎055-948-2901

TAX



問 課税課

☎055-948-2918

控除対象配偶者とは、その年の12月31日の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人です。

- ① 民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません。)
- ② 納税者と生計を一にしていること。
- ③ 年間の合計所得金額が38万円以下であること。
- ④ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと、または白色申告者の事業専従者でないこと。

■配偶者特別控除を受ける人
配偶者の年間の合計所得金額が38万円超、76万円未満であることがわかるもの。

配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。要件は次のとおりです。
① 控除を受ける人のその年における合計所得金額が1千万円以下であること。
② 配偶者が、次の5つのすべてに当てはまること。
イ 民法の規定による配偶者で

あること(内縁関係の人は該当しません)。
口 納税者と生計を一にしていること。

ハ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと、または白色申告者の事業専従者でないこと。
ニ ほかの人の扶養親族となっていないこと。
ホ 年間の合計所得金額が38万円超、76万円未満であること。

■扶養控除を受ける人
控除対象扶養親族の年間の合計所得金額が38万円以下であることがわかるもの。

控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいい、その年の12月31日(納税者が年途中で死亡し、または出国する場合は、その死亡、または出国の時)の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人です。
※ 出国とは、納税管理人の届出をしないで国内に住所お

よび居所を有しないこととなることをいいます。
① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)、または都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。

② 納税者と生計を一にしていること。
③ 年間の合計所得金額が38万円以下であること。
④ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと、または白色申告者の事業専従者でないこと。

■住宅借入金等特別税額控除を受ける人
各種書類が必要です。
三島税務署
☎055(987)6711
または、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

『暮らしの税情報マイホームを持ったとき』でご確認ください。
※ 出国とは、納税管理人の届出をしないで国内に住所お

便利です 市税の口座振替納付

〔安全・便利・確実な口座振替がおすすめです〕

忙 しくてなかなか納めに
行かれない人や、うっ
かり納期限までに納め忘れて
しまうという人には、口座振
替をおすすめします。

また、納付のために現金を
持ち歩く必要もなくなるので
安全です。

▼取扱金融機関
静岡銀行、スルガ銀行、
三島信用金庫、伊豆の国農
業協同組合、静岡中央銀行、
静岡県労働金庫、みずほ銀
行、三菱東京UFJ銀行、
ゆうちょ銀行

▼口座振替できる預金の種類
普通預金、当座預金、納税
準備預金(納税準備預金は
市税に限ります。)

▼申込み方法

預金口座のある
取扱金融機
関、各担当課
各庁舎市民課の
いずれかの窓口
で『口座振替依
頼書』に必要事
項をご記入のう
え、預金口座届
出印を押印して
お申し込みくだ
さい。
ただし、ゆう

ちよ銀行での振替をご希望の
場合は、直接ゆうちょ銀行窓
口へお申し込みください。
(なお長期間振替がされない
場合、金融機関等により口座
振替情報が削除されることが
あります。)

▼申し込みの際に必要なもの
・通帳(または口座番号など
のわかるもの)

・預金口座届出印
・納税通知書(上下水道料金、
下水道受益者負担金は除く)
等納税義務者氏名のわかる
もの

▼振替開始時期

申し込みいただいた1カ月
以降の納期限からとなりま
す。(確認に1カ月ほど時間
がかかりますので、詳しくは
各担当課へお問い合わせくだ
さい。)

平成24年分 所得税の確定申告

市が開催する所得税の確定申告の受け付けは、次のとおりです。

と き 2月15日(金)~
3月15日(金)
※土曜・日曜を除く

【受付時間】

午前の部 9:00~11:00
午後の部 13:00~16:00

ところ	対象
菰山福祉・保健センター2階和室	菰山地区・堀之上・古奈・谷戸・仲之台・鳥打・珍野・町屋・大北・千代田・長塚地区に住んでいる人
市役所大仁庁舎2階第1会議室	大仁地区、天野・長岡・小坂・富士見・長瀬・戸沢・花坂地区に住んでいる人

※伊豆長岡庁舎では行いません。ご注意ください。
※混雑する場合は、受付時間終了前でも受け付けを打ち切ることがあります。
※会場の混雑緩和のため、地区ごとに申告会場を指定しています(強制ではありません)。
※青色申告制度の対象になっている人、土地や株式等の譲渡などの分離課税に係る所得のある人の受け付けは行っていません。三島税務署の申告会場(三島商工会議所)が最寄りの税理士へお願いします。